

◎新潟県告示第759号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル) エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：E t o n i t a z e p i p n e、N-P i p e r i d i n y l E t o n i t a z e n e）及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン（通称名：3-C P M、3-C h l o r o p h e n m e t r a z i n e）及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロプロピル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：4 F - A B I N A C A、4 F - A B U T I N A C A）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年6月22日